

うに支援していたかは、昨年度の報告書にまとめた。今年度は、ソーシャルワークの一環としてスタッフが外部資源とDV被害者をどのように結びつけ、彼女らの自立を図っているかを検証した。

検証方法は、A寮の職員にDV被害者支援のために実際に利用している社会資源を、KJ法によって整理し、さらに不足している資源について話し合った。

実際に、A寮のスタッフが活用している社会資源をまとめたものが表2である。

「寮内に導入している社会資源」は、主にシェルター入所中のDV被害者への支援にかかわるものと、シェルターの運営を維持するための社会資源である。「対外的なネットワーク資源」では、公的機関をはじめとしたさまざまな社会資源を活用していることが改めて明らかになった。

特に、フォーマルな社会資源のみならず、インフォーマルな社会資源をも活用していることが注目された。たとえば、アパート設定のために不動産屋に対して働きかけ、DV被害者の理解のもとに、費用を格安にしてもらい、あるいは大家へ理解を求めるような働きかけを共に行う「理解者」としていた。また、寝具店にとってはシェルターは寝具を購入する「お得意様」であり、運送業者も退所の際に固定した業者を依頼することで「お得意様」になる。その関係を利用して、寝具を運ぶ際に一緒に引越し荷物も運送してもらい、あるいは、運送業者に男手がない家族の引越しの手伝いを依頼するなど、スタッフの知恵と熱意で業者を「社会資源」化していた。さらに、この一覧をもとに不足している社会資源や、各社会資源との連携の課題を列挙していった。(表3)

(2) シェルタースタッフの専門性

シェルタースタッフは、シェルター内では日々の生活支援を行いながら、対外的にはさまざまなネットワークを活用し、DV被害者の自

立支援を行っている。しかし、DVシェルターにおけるスタッフの資格要件や専門性については、未だ論じられるところはない。

ここでは、A寮に勤務していたスタッフへのインタビューにより、スタッフに必要な環境を探っていく。

<ミカエラ寮スタッフインタビュー(2007年3月3日)>

インタビューは、A寮に約5年勤務した元職員2名に対して実施した。現職の職員の勤務年数が2年～3年程度だったことと、退職したもののほうが客観的立場に立って語ることができると判断したからである。以下に、インタビュー結果を記す。

●プロフィール

Aさん (A寮勤務経験5年)

学歴 4年制大学社会福祉学部卒 (実習を女性保護施設と児童相談所で行う。社会福祉士)

職歴 卒業後A寮勤務の後、結婚して遠隔地に住むことになり退職。

Bさん (A寮勤務経験4年)

学歴 4年生社会学部卒 (転職後、通信教育で社会福祉士資格取得)

職歴 一般企業に勤務後、母子生活支援施設数箇所、介護老人施設、児童相談所臨時職員、婦人相談所一時保護施設非常勤職などを6年間経験。その後A寮勤務し、現在は婦人保護施設に勤務

●A寮に就職した動機

Aさん 女性保護施設で実習したのがきっかけ。緊急一時保護なので、利用者が短期間で動くことが面白かった。大学のゼミのテーマでもあり、興味を持った。女性フォーラムでの研修がきっかけで、ミカエラ寮で有償ボランティアをはじめ、それがきっかけで就職した。

Bさん 母子寮で働いたときに関心を持ち、求

人広告をみて応募した。母子寮の緊急一時保護の業務が面白かったので。

職員採用条件は 23 歳以上（社会人経験有）だったが、社会経験のない A さんが就職したので新人研修が始まった。年度途中に入職した人たちには、適用されない場合があった。

● 実際の A 寮の仕事は

A 寮の仕事は多岐にわたっていた。やりたいと思ったことができた。緊急で入所してくる女性たちに、短期間で柔軟な対応がタイムリーにできる場所だった。A 寮では、DV 被害者としての理解というよりも、困難を抱えている女性として受け入れ、相手があるがままに受け入れる。

また、ニーズの多様性に応じた対応（なんでもあり）が求められたが、それが可能だったのは、関係機関が A 寮（シェルター）のことをよく理解していることが前提となっていた。

● DV の学習は

B さんは、以前の母子寮での受け入れ時には、きちんとした受け入れは出来ていなかった。当時は、DV の知識や視点が社会的に入っていなかったもので、自分で勉強会に行き行って学んだ。1990 年代末から DV が社会問題化し、DV 問題を学習する場が広がり、自分で学習会に出かけて学んでいた。

A さんは、学生時代から DV の学習をしていたが、A 寮就職後の新任研修や外部研修で学ぶことができた。

● 労働条件

最初の給料は、高卒の新任職員と同額程度。ボーナスは 4 ヶ月分であった。昇給は年 3000 円である。健康保険、年金保険、雇用保険や各種手当ではあるが、残業手当は無い。勤務は変則で、週に 1 度は宿直勤務がある。

他のシェルターに比べると、労働条件ははっきりと定められているが、実際に長く働き続け

ることは無理だと 2 人は感じていた。代々「3 年でやめる」というのが不文律のようにあった。また、結婚していたら、続けるのは大変だ。

● 仕事のしがい、評価、要望

A 寮の仕事は、自分のためであった。自分の経験のひとつ、勉強として意味があった。瞳が凍り付いていた入寮者の表情が和らいできたことを実感する体験が、スタッフを逆に励ましているという。

逆に、シェルターのみでは自立支援は完結しないのに、DV 被害者の理解と支援方法を引継ぎができない（バトンを渡す先が見えない、無い）ことが問題だと感じた。

シェルタースタッフとして求められる専門性は、ソーシャルワーク実践能力であり、特にマネジメント力が必要だという。一方で、自分たちの「限界」も自覚しておく必要がある。スタッフの要望としては、ケース会議、スーパービジョンの場がほしいということであった。また、自分たちだけですべて抱え込むのではなく、他の専門家の援助を積極的に導入することが必要であり、有効だという。その場合、その支援方法や支援過程を理解しておく必要があるという認識であった。

III シェルターの環境調査

1. 各地の DV 被害者シェルターの実態①

～収集したパンフレットの分析から

DV 被害者のためのシェルターは、現在全国各地に存在するが、シェルターの性質上、所在地はもとよりその詳細な実態は明らかになっていない。ここでは、A 寮の協力によって収集できた各地のシェルターのパンフレットを分析し、その実態を明らかにした。

そこから得られた結果は、以下の通りである。

① 収集したパンフレット数

収集できたパンフレットは 20 箇所分である。これは主に、DV 被害者のシェルター関係者が集う集会で交換したものである。

多くのパンフレットには、具体的な住所は明記されていない。都道府県のみを明記しているところは12箇所しかなく、それさえない明記していないところが8箇所あった。したがって、シェルターへの連絡方法は私書箱か電話連絡による。

また、パンフレットを読んだ限りでは、そこがシェルター機能を有しているのか、あるいは相談だけの場所なのか、判断できなかつた。

② 利用に関わる情報

パンフレットから読み取れる範囲内で、利用に関する情報を整理した。結果は以下の通りである。

1) 利用期間

利用期間が「3ヶ月」と明記されているところが3箇所、「1ヶ月」が5箇所、「2週間」が3箇所、明記されていないところが9箇所であった。

DV防止法による委託一時保護が、おおむね「2週間」となっている実態を踏まえると、期間を明記している11箇所中、「2週間」としているのは3箇所のみで、大部分がそれを上回る期間を利用期間としていることが注目される。

2) 利用定員

利用定員を明記しているところは7箇所しかなかった。定員は、「12人」が1箇所、「10人」が1箇所、「6人」が1箇所、「3組」が2箇所、「親子2組」としているところが2箇所である。

利用定員が二桁台のところは、民間シェルターとしては比較的大きな規模であり、多くのシェルターは数人(数組)が利用する規模であることが推測できる。

3) 利用料

1日の利用料が明記されていた12箇所であった。利用料が高い順に「2000円」が3箇所、「1500円」が5箇所、「1000円」が3箇所、「500円」というところも1箇所あった。同伴のこどもの利用料は別料金で「500円」というところが多かった。利用料の差が、どのような利用環

境からくるものなのかは、パンフレットだけでは判らなかつた。

4) 利用条件

シェルターを利用できる条件は、「女性であつて緊急避難の必要があること」が共通している。その他の条件では、「同伴児の有無」や、「外国人対象に限定」、あるいは「自炊の可否」によって、入所に制限がある場所もある。また、アルコール依存症者や精神障害者の利用に制限を設けている場合もあつた。

③ 住居設備

住環境について、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、その他の生活用品、用具は完備しているという説明をしてあるところが数箇所あつた。また、入所した場合の居室に関しては、「親子で1室」利用であることや、単身者は相部屋となる場合があるなどの条件を記しているパンフレットもあつた。

④ 支援の特徴

パンフレットに書かれている支援の特徴は、一言で言えば「多様」である。具体的には、「保護命令申請」のサポートや「離婚手続き」、「各種行政手続き」に関するアドバイス、「就職・転居」のアドバイスやその他の生活相談全般にわたる支援をすると明記している。

また、外国人のDV被害者には、「帰国相談」や、各種手続きについての母国語による通訳者の配置、各種手続きへの付き添いサポートなども明記されていた。また、妊産婦への「産前・産後のケア」や、「カウンセリング」の提供を明記しているシェルターもあつた。

⑤ 設立・運営主体

パンフレットに設立・運営主体が明記されていたものは11箇所であった。内訳は、「社会福祉法人」立が1箇所、「NPO法人」立が6箇所、「任意団体」立が3箇所、「NGO」立が1箇所であった。「全国女性シェルターネット」に加盟

している60団体の「運営主体」の内訳は、「社会福祉法人」が2箇所、「特殊法人」が1箇所、「NPO法人」が20箇所、6割強を締める37箇所は「任意団体」であるという。（「全国女性シェルターネット」共同代表 近藤恵子氏からの聞き取りによる）

運営費にかかわる情報として、パンフレットで会員加入の呼びかけを行っているところが17箇所ある。その他に、バザーへの協力やカンパの呼びかけを行っているところが10箇所あった。これらは、運営費捻出のための活動と位置づけられる。

パンフレットを概観した結果、以下のような課題が浮上した。

DV被害者がシェルターの情報を知ろうとした場合、パンフレット資料だけでは、所在地や地域環境、安全性が確保できるセキュリティ対策などわからない。シェルターの持つ特性から、加害者に場所を特定されるような所在地などの記載は控えられているのであろう。それならば、被害者が安心してシェルター利用ができるように、情報を得る方法、手段が保障されなければならないだろう。

利用料の提示は、利用者にとって関心の高い情報である。利用負担額は、公的な資金援助が十分とはいえないなかでのシェルター運営では、必要にして最低限の負担額であり、その限りでは良心的な金額だと評価できる。しかし、利用者側にそれを支払う納涼が不足していた場合に、貸付や免除、支払い猶予などの方法があることを積極的に広告する必要はないだろうか。

「くつろげる空間」の確保という視点からみれば、住環境は貧弱であることが推察される。しかし、緊急避難のための備品などが用意されていることが明記されているのは、シェルターらしい配慮である。また、各シェルターが、利用者の必要に応じて多様なメニューを用意していることがわかった。

しかし、パンフレットの情報だけでは利用希

望者が具体的にイメージするのは難しい。利用者にそれを十分アナウンスし、選択してもらうための支援も同時に行う必要があるだろう。

2. DV被害者シェルターの実態②

～関東にあるシェルターの訪問調査から

パンフレットの情報だけでは、実際のシェルターの状況は十分理解できなかった。そこで、関東にあるシェルター数箇所を訪問し、シェルターの訪問調査を行った。訪問調査を行うにあたっては、シェルター利用者の安全確保の観点から、「第三者の訪問は原則厳禁」という状況の下、同業者であるA寮のスタッフに訪問調査を依頼した。その結果は、表1の通りである。

この結果をもとに、民間シェルターの実態を述べる。

① 民間シェルターの評価

1] 期間設定

シェルターの受け入れ期間は、各シェルターとも1ヶ月から6ヶ月の期間を設定している。一時保護委託の期間が実際には2週間に限られている状況で、2週間を超える期間設定にはそれなりの理由があるのであろう。しかし、今回はこの点については聞くことができなかった。

2] 個別ニーズへの配慮

利用者の経済状況を踏まえた安価な生活用品の提供や、利用者の持つ食文化を尊重した調味料や食材を用意するなど、個別のニーズに応えるサービス提供は、評価される。さらに、カウンセリングの提供や、小学生への学校教育の保障など、緊急一時保護という制約があるなかでも、利用者の必要に応じたサービス提供を行っていた。

② シェルター訪問をして明らかになった課題

1] セキュリティの問題

今回、各シェルターを訪問調査して気づいたのは、セキュリティの問題である。シェルターは一般の集合住宅や民家、公営住宅を利用して

いる。比較的人の出入りが自由であり、もし、加害者に探し当てられた場合のセキュリティも十分には施されていない。

夜間の職員体制についてヒヤリングしたところ、いずれのシェルターも恒常的に夜間の宿直体制をとっていない。(入所した利用者の状況によって宿直をすることはある) 近年、DV加害者が被害者や彼女らに関わる人間に暴力被害を及ぼしたり、殺人事件をおこしたりしていることを考えると、民間シェルターにおけるDV被害者はもとより、シェルター入居者やスタッフの安全を確保できるセキュリティシステムが必要であろう。特に夜間の入所者の安全を確保する点で課題がある。

2] 十分な空間の確保

定員と居住スペースの関係を見ると、いずれのシェルターも十分なスペースが確保されているとはいえない。居室が相部屋であることや、間仕切りが襖などでお互いのプライバシーを尊重できないような環境であった。また、食堂やリビングなどの共有スペースが十分確保されていない。

これは、シェルターの設定にたいして家賃補助などの財政的支援がないなかで、民間団体では致し方ない現状なのであろう。

3] 利用料金

利用料については、細かく設定されていた。料金設定は、実費相当であり一般的には妥当な金額である。しかし、DV被害者が概して経済的にも困難を抱えているものが多い。また、後述するようにこの利用料金には食事代は含まれていないので、利両々を自費で支払う場合には、この金額でも負担になると推測される。

4] 食事サービス提供

DVから避難してきた当初など、自力で食事を用意する気力、体力が減退している利用者にとっては、食事サービスが必要で有効であると考えられる。A寮では、ほぼ毎食食事が提供されている。今回訪問したシェルターでは食事サービスは行われていなかった。利用者の中には、

自炊のニーズがあるものも存在するといひ、そのような利用者は、自炊できるシェルターを選べるという利点もある。

D. 考察

1. シェルターを利用するDV被害者の特徴

シェルターを利用するDV被害者は、経済的な困難を抱え、また実家や兄弟をはじめとする親族からの支援が希薄であった。違う表現をするならば、そのような被害者だからシェルターを利用せざるを得ないともいえるだろう。

そして、そのような困難を共通にしながら、シェルターにいたる経過やシェルターの認知度がひろがっていない現状から、シェルター利用に不安を抱いていること、たどり着くまでに様々な機関、援助者とのかかわりに負担を感じ、シェルター利用当初には、疲労度が高くなっていることも明らかになった。

また、同伴児がいる場合、育児に負担感をもち、児童自身も混乱や不安を抱えていることが明らかに出来た。

2. シェルターの援助の特徴と課題

このようなDV被害者に対し、シェルターでは、はじめの1週間を「心身の安定を図る時期」として安心できる環境を整え、また否定的な感情表出やアクティングアウトを受け入れ、「お世話」すること、ピア・カウンセリングなどの機会を提供することでセルフエステームを高めていく援助を行っていた。

それと同時に、シェルターのスタッフに求められているのは、ソーシャルワーカーとしての業務である。DV被害者のニーズに応じて、相手のエンパワメントを高めるための支援を行い、また外部環境(社会資源)と被害者を結び付けるためのマネジメントを行っていた。既存の社会資源との連携も積極的で、フォーマルな資源のみならず、インフォーマル資源にも積極的に働きかけていた。

それでも社会資源が不足している場合は、それを探し、あるいは開発しようという意欲が高く、必要なソーシャルアクションに取り組む姿勢があった。多くのシェルターが、会員を募集し、バザーに取り組むのは、その活動の一環である。資金不足だからといって、支援をあきらめるのではなく、自らの努力と他者の協力によって活動資金の不足を補い、ニーズを充足させていくためである。おそらくスタッフは、今後も粘り強く各社会資源に働きかけ、あるいは社会に訴えて必要な社会資源を確保していくのだろうことが予測された。

このように、A寮スタッフの業務は、ソーシャルワーカーとしてきわめて専門性の高いものであった。それにもかかわらず、労働条件は低いレベルに抑えられている。そのためだけとは限らないが、A寮スタッフの勤務年数は平均すると約3年ときわめて短い。スタッフは、専門的業務を遂行するために、研修や施設内でのスーパービジョンを求めているが、勤務体制や機会の不足によって、それがかなえられない現状がある。

3. シェルターの課題

DV 被害者には長期的支援が必要である。しかし、シェルターの機能はあくまで次の生活(支援)への橋渡しをする機能であり、支援を完結させて終了ということではない。では、シェルター退所後の継続的な支援は可能なのだろうか。

とりわけ、これまで見てきたように母子生活支援施設に入所するDV被害者が抱えるリスクは大きい。しかし、母子生活支援施設は法的には児童福祉施設であり、子どもの福祉を第一義的に支援する施設である。そこでは、主たる支援の対象は子どもであり、DV被害者は「子どもの母」という立場で、子どものために存在することを要求する。DV被害者支援施設ではない。シェルターで行ってきたDV被害に焦点をあて、それを継続的に支援するような体制になっていないところに、シェルターの限界がある。

今後の課題は、ハイリスクなDV被害者への支援の継続保障(シェルターからバトンを渡すことができる相手は誰か⇒母子生活支援施設との連携のあり方)を研究することがある。また、他のシェルターがA寮と同じようなスタッフ体制、施設・設備や財源を持っているわけではない。むしろ、A寮は恵まれた状況にあるだろう。また条件的な問題だけではなく、DV被害者にたいする援助観も様々であることが予想される。果たしてA寮のサービスは普遍化できるのだろうか。これも残された課題である。

シェルターの環境については、以下の点が課題になった。シェルターを利用しようとした場合、加害者から避難するために情報公開をしないという特性から、具体的な情報を一般公開されていない。事前に見学することも困難であろう。その原則は、シェルター利用者の安全を守るためには必要な措置である。そこで、DV被害者がシェルター利用を勧められた場合に、情報不足から不安感を抱かないように、あるいは利用を躊躇しないように、きめ細かい説明が必要である。

シェルター利用期間は、おおむね1ヶ月から3ヶ月というものが多かった。これは、A寮の設定している3ヶ月という期間とも重なり、おそらくシェルターの経験則から導きだされた時間として興味深い。この期間を保障するために、利用料の設定や細かく設定されているのは、DV被害者の状況を配慮してのことであろう。その他にも、入所中の生活用品の支援など、決めの細かい配慮が多様に施されていた。

しかし、シェルターのセキュリティや居住空間については、不十分さは否めない。食事サービスや夜間の職員体制も十分に整備されていない。これは、必要性を認識していないわけではなく、経済的・人的な資源の不足からくるやむをえない体制だと捉えるのが妥当であろう。

D. 結論

DV被害者用のシェルターでは、利用者の「情報を得る権利」を保障する必要がある。情報を公開しにくいシェルターであるからこそ、利用にあたっての利用者への説明と理解を得るプロセスを丁寧に行う必要がある。

シェルターを利用しているDV被害者は、DV以外にも（あるいはDVによって）経済的困難や親族支援の希薄など、ハイリスクな存在であることが明らかになった。シェルターにおける支援の第一は、日常の生活場面においてスタッフと被害者のかかわりを通してセルフエステームを高め、エンパワーしていくことであった。同時に、シェルタースタッフに必要なのは、外部の社会資源と利用者をつなげるマネジメント、各種社会資源を開発することが必要であった。そのためにはソーシャルワーク専門家としての研修体制と、専門家に見合う待遇が課題であった。

各シェルターのサービスは、利用者のニーズにあわせた多様性が必要である。しかし、それが格差になってはならない。シェルターの設備・環境の最低基準を定める必要と、それを満たすための公的な保障が必要である。とくに、シェルターとしての十分な空間を確保するための「家賃保障」は、重要であろう。

シェルターの設備・環境一覧 (表Ⅲ-1)

	A	B	C (※)	D (※)	E (※)
設置場所環境	駅至近(駅と事務所(雑居ビルの一室)の中間に位置する)	駅から約10分。宗教施設の敷地内にある建屋	駅至近。多くの世帯が入居するマンション内【管理人有】の2世帯分。事務所の別フロアにあり。	商店街の路地裏にあるアパート。	駅からバスで10分。市営住宅棟の1つ。隣接地に学校有り。夜間環境は寂しく危険。
部屋数	2DK1部屋 1DK1部屋	4.5畳×4部屋	2LDK2部屋 (畳部屋で間仕切りは襖)	3部屋	9部屋
定員	3人(単身者は2DKに2人まで入所、母子入所の場合は1世帯で2DK利用)	4~5世帯 最大10人まで入所可能	単身者6名まで	最大5組	短期(2W~1M)3組 中期(6ヶ月)12組
入所期間		1ヶ月程度(これまでの最長は1年)	DV法委託で2週間、その後続けて最長2週間	2週間~1ヶ月	短期(1ヶ月)様子を見て必要であれば6ヶ月
利用料	住居費(1世帯1日)1500円、生活費 大人1500円 子ども1000円 乳児750円	住居費(1世帯)1500円 生活費 大人1800円、6歳まで700円、3歳未満500円	住居費母子1500円、単身1000円 生活費 大人1800円、2歳まで700円、5歳まで1000円、11歳まで1300円、17歳まで1800円	同左 ただし、委託以外の契約者は生活費のみ	同左ただし、短期利用者は冷暖房費1日50円、中期利用者は一日につき、共益費(母子200円、単身者150円) 光熱費(母子300円、単身者200円)、冷暖房費1日50円徴収
共有部分	台所(ダイニングテーブル無し 火事予防のためガス不使用)家族風呂、テレビを見るスペース	台所(6畳程度) 風呂(お湯は1人ずつ入れ替えて利用)	台所、食堂 風呂(毎日入浴可)リビング	台所 風呂、 食堂	台所、ダイニングルーム、 風呂(毎日水を交換)

共用設備	電子レンジ、電熱器、冷蔵庫 寝具（7組） 全自動洗濯機 エアコン・テレビ（全居室） 着信専用電話（発信は事務所で、職員立会いのもとで）	冷蔵庫、テーブル、洗濯機、扇風機（各部屋） ストーブ（リビングに1台） テレビ1台、公衆電話1台、貸し出し用寝具 母国料理が出来るような各国の調味料	洗濯機（無料） テレビ（リビングに1台） 電話（受信専用、発信は事務所で）	洗濯機（無料） エアコン（夏のみ） ガスストーブ（冬） テレビ（各部屋） 電話（事務所内）	洗濯機（1日1回） エアコン（夏のみ）、 ガスストーブ（冬） テレビ（ダイニングルームに1台、 中期利用者は各部屋に1台）、 電話（就職活動のみ利用可） 貸し出し用寝具（短期利用者のみ）
利用規則	携帯電話は本人の手で預ける。 （代替できるものを提示）	禁酒 携帯電話禁止（信頼できる場合は許可）	外出禁止 禁酒、喫煙はベランダのみ、現金所持禁止。 携帯電話は預かる	外出禁止期間あり（ケースバイケースで外出地域制限あり） 携帯電話は預かって電源を切る	禁酒（要相談） 門限5時 喫煙リビングルームのみ、 外泊禁止（実家も不可） 携帯電話禁止、電源をきる
食事提供	自炊（はじめ食材を提供し、慣れてきたら買い物も自分で）	昼・夕食は共同自炊	自炊（希望者には食材をメモしてもらい、スタッフが買出し、自炊不可の場合は出来合いの食材提供）	自炊（メモをもらって職員が毎日買出しをする）	自炊（短期利用者には食材提供、中期利用者は自分で購入）
その他のサービス	所持金あるものへの衣類等の低価格での提供 寄付物品のミルク、おむつ提供 幼児保育 カウンセリング や休養の場提供	生活用品ほとんどの無償提供 乳児のミルク。 オムツの提供 就労支援、 カウンセリング（随時）	衣類、コーヒー紅茶、シャンプーリンズ、タオルの無償提供 果物、お菓子、タバコ、ミルクの実費提供、（所持金ない人にはミルク。おむつの無償提供）	手持ち金のない利用者への衣類・日用品の無償提供	短期利用者へのタオルや中古衣料の無償提供 手持ち金のない利用者へのミルク・オムツの貸し出し 中期利用者の小学生の学校通学保障

A寮が活用している社会資源一覧（表Ⅲ－2）

寮内に導入した社会資源	
<p>治療教育プログラム</p> <p>グループ・カウンセリング 個人カウンセリング</p>	<p>施設内教育</p> <p>園芸教室 手芸教室 パソコン教室</p>
<p>各種ボランティア</p> <p>バザー準備 寮内保育 物品製造・販売</p>	<p>後援会</p> <p>事業の宣伝と協力依頼 ボランティアの供給 資金援助</p>

対外的なフォーマル・インフォーマルネットワーク一覧	
行政・公的機関(支援内容)	
福祉事務所（制度・施設紹介）母子生活支援施設措置・生活保護制度・保育所（一時保育）	
女性相談所（相談員による相談・他のシェルター紹介）	
保健センター（健康診断等、保健師による保健指導）	
児童相談所（同伴児童のケア、児童福祉施設の紹介）	
教育委員会（同伴児童の小学校・中学校通学保障）	
警察署（加害者からの保護）	
家庭裁判所（離婚手続き）	
ハローワーク（就労支援）	
医療機関	
休日・夜間診療受付医療機関（救急外来）	
シェルター近辺の医療機関（内科・歯科・耳鼻科・整形外科）	
メンタルクリニック（精神科・心療内科）	
その他の機関	民間の社会資源
社会福祉協議会（生活資金の貸付）	不動産屋
弁護士事務所（離婚手続き）	出入りの業者（寝具店・運送業者）
法律扶助協会（保証人）	民間宿所提供施設
病院医療相談室（医療費相談等）	他のシェルター
市民法律相談室	

不足社会資源・連携強化課題（表Ⅲ－３）

不足している社会資源

退所先（ステップハウス）

医療保険が使えるカウンセラー

「DVと依存症」の治療をあわせてできる医療機関

DV家庭の子どもの治療ができる医療機関

DVに理解のある弁護士

DVに理解のある大家、不動産屋

DV家庭の子どもへのサービス機関

DVシェルターの顧問カウンセラー、弁護士、医師

連携強化したい社会資源（求めるもの）

医師（DV被害者とシェルターの専門的知識と理解）

公的機関・施設（DVに対する共通理解）

他のシェルター（相互理解）

平成 18 年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）
「DV 被害者に対する自立支援システムに関する調査研究」分担研究報告書

分担研究者 町野朔 上智大学大学院法学研究科
研究協力者 柑本美和 城西大学現代政策学部
研究協力者 東雪見 成蹊大学法学部

研究要旨

DV 対策は被害者の保護のみならず、その自立支援も行うものである。被害者が子どもを同伴する場合には、子どもの保護が被害者の自立支援に不可欠である。本研究ではそのような観点から、①被害者自身の保護と自立、②被害者の同伴する子どもの保護の双方を実現するために、法制度がどのように整備されるべきかについて検討を行い、以下のような結論にいたった。

①の被害者自身の保護と自立については、中長期滞在型の施設整備が不可欠であり、そのためには、国と地方公共団体は、婦人保護施設のあり方を含めて早急に検討を行う必要がある。

②の子どもの保護については、緊急一時保護の際、さらに、被害者の自立支援過程の 2 段階で、それぞれ問題となる。緊急一時保護の際には、DV 被害者と子どもが共に保護される環境を整備し、また、DV 被害者保護機関と児童相談所とが連携しつつ対応する必要がある。被害者の自立支援過程においては、被害者が対応しなければならないさまざまな法的問題についての手続を、子どもに関するものも含めて可能な範囲で統合し、また、被害者の安全・自立支援を阻害しないような、子どもとの面会のあり方等を検討する必要がある。

A. 研究目的

DV 対策には被害者の保護のみならず、その自立支援も不可欠である。2004 年 12 月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV 法という）は、国と地方公共団体に対し、配偶者からの暴力防止のみならず、被害者の自立支援を含めた保護の責務を課している（2 条）。そして、実効的な保護を行うために、各地方公共団体に対して、配偶者か

らの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画策定義務を課した（2 条の 3）。このように、今次の DV 法改正は、被害者の保護の先にある、被害者の自立支援を明確化した点に大きな意義がある。

もつとも、被害者の自立支援において今現在何が必要とされているかは明白というわけではない。本研究の目的の第 1 は、被害者自身の保護と自立支援のためにとられ

るべき対応を検討しようとするところにある。

被害者の自立支援は、子どもを同伴する被害者が多数である実情を考えれば、子どもをも視野に入れたものでなければならぬ。

しかし日本においては DV については DV 法が、子どもの保護については児童虐待防止法、児童福祉法がそれぞれ規定しており、それぞれにおいて被害者とその子の関係に十分に配慮がなされていないため、さまざまな問題が生じている。そこで、本研究の目的の第 2 は、被害者の子どもの保護をあわせて図るための方法を検討することである。

B. 研究方法

国内関係機関での調査結果（東京都の関係機関での聞き取り調査、千葉県の関係機関での聞き取り調査、そして青森県の関係機関での聞き取り調査）、および、よりよい DV 被害者の自立支援システムのあり方を比較法的な視点から検討するために訪れた、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市/郡での訪問調査の結果に加えて、アメリカ、イギリスにおける DV 対策に関する文献調査の結果を踏まえて、研究を行った。

C. および D 研究結果と考察

(1) 被害者自身の保護と自立について

i DV 法 3 条 3 項は、配偶者暴力相談支援センターの業務として、被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族も含む）の一時保護を行うこととしている。そして、これ

は、婦人相談所が自ら行うだけでなく、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うことも可能である(3 条 4 項)。委託先としては、母子自立支援施設、婦人保護施設、民間シェルターなどが考えられる。

このような、婦人相談所の一時保護施設における保護の期間は、実務上、原則 2 週間とされており(その法的根拠は必ずしも明確ではない)、あくまでも緊急避難的な保護に過ぎない(一時保護委託先に関する基準は、「厚生労働省告示第 254 号 配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律第 3 条第 3 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準」に定められている)。被害者の本格的な自立支援をこの短い期間で行うことは物理的に不可能であり、もし、法の掲げる「自立支援を含めた、適切な保護を図る責務」をまっとうするのであれば、国及び地方公共団体は、本格的な自立支援のための措置が講じられるような、中長期滞在型の施設を考える必要がある。しかし、DV 法自体に、そのような施設を設置する義務の主体は規定されていない。現行法上は、DV 法 5 条の「都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる」という規定により、婦人保護施設にその役割を求めることが考えられる。

ii しかし、以下の諸点から、婦人保護施設を、現在のまま DV 被害者のための中長期滞在型施設とすることは困難であるように思われる。

まず、婦人保護施設は売春防止法(以下、売防法という)にその設置根拠をもつものであるが、同 36 条は「都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することがで

きる」としているに過ぎないため、全国的にみると婦人保護施設を設置していない地方自治体も存在する(平成 18 年 4 月 1 日現在、全国 47 都道府県のうち、設置しているのは 40 都道府県であり、うち公営が 23 箇所、民営が 27 箇所である)。平成 17 年度の厚生労働省の統計によると、全国の婦人保護施設の入所定員 1,463 人に対し、1 日あたりの平均入所者数は 665 人(同伴家族も含む)である。数字上、明らかな施設不足は生じていないが、東京都に 5 施設設置されている一方、7 県には 1 施設もないなど、地域的な偏りが見られる。

また、東京都の 4 箇所の婦人保護施設では「母子分離」を利用条件としているため、18 歳未満の養育年齢の児童がいても同居は認められていない(やむを得ず施設に子供を預けている母親の約 65%は、子供との同居を望んでいる)。

iii 売防法上の一時保護施設は、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)」の一時保護を行うために、各都道府県に設置が義務づけられている施設である(売防法 34 条 4 項)。また、婦人保護施設は、施設に収容して、生活訓練、教養指導、職業訓練、授産、就職の助成等を行う必要がある者のための施設とされている。DV 法 3 条 3 項、および 5 条によって、DV 被害者およびその同伴する家族の保護を一時保護施設や婦人保護施設において保護することが可能となっているが、これらの施設設置根拠は売防法の規定にあり、厚生労働省が婦人保護事業の対象者を、通知によって、DV の被害者等に拡大したという関係があるにすぎない。

しかし、厚生労働省が発表した平成 17 年度の一時保護に関する統計によると、要保護女子として一時保護された 6,449 名のうち、主訴が「夫等の暴力」である者は 4,438 名にのぼり、一時保護の約 7 割が DV を理由とした入所となっている(売春関係を主訴とする者は、在所者の 2.8%である)。また、婦人保護施設についても、在所者の約 35%が DV を理由に保護され、売春関係を主訴とした者は在所者の 2.6%であり、入所者の多くは売防法の対象者ではない。

iv このような現状に鑑みると、一時保護施設や婦人保護施設をより広く保護や自立支援の必要な女性のためのものとして法律上位置づけ直し、そのうえで各女性のニーズに応じた支援をできる限り可能にするような制度の構築を目指すべきである。DV 被害者にとっては、これらの施設は被害者とその同伴家族の緊急保護、中長期にわたる保護のため必要なものであり、そしてそこではさらに、被害者への実際的な職業訓練の実施、精神的なケア、同伴する家族の受入れ、同伴児童のための保育士・指導員の配置や学業支援など、法の目的を達成するための施策の実施をより積極的に行うべきであるということになる。なお一時保護後の保護および自立支援については入所施設の充実だけでなく、施設における長期の共同生活にストレスを感じる者がいることや、いずれは被害者が施設を出て職に就き自立することを考えるならば、居住場所の提供、施設外居住者への精神的ケア、職業訓練の実施等も自立支援のために必要となるであろう。

v 他方民間のシェルターに目を向けると、中には、独自にステップハウスという

中期滞在型の施設を併設し、被害者の自立支援に向け、離婚調停の準備を手伝い、またパソコン教室を開催し、その他職業訓練を行う等しているところがある。自立支援を含む被害者の保護は、本来、国と地方公共団体の責務であるのであるから、このような民間の動きに対して財政的・法的に支援するのはもちろん、緊急一時保護を超える、自立支援のための中長期滞在型施設が不十分であることが明らかである以上、国と地方公共団体は、民間団体の善意に過度に依存することなく、婦人保護施設の今後のあり方も含めて、どのような対策を講じるべきかを早急に検討する必要があると思われる。

(2) 子供の保護

i DV法は、平成16年の改正において、被害者への接近の禁止のみならず、被害者と同居している未成年の子への接近禁止も命じることができることとした(10条2項)。この子供への接近禁止命令は、加害者が子供を利用して被害者の生命または身体に危害を加えることを防止するためのものであり、子どもの保護を直接の目的としているわけではないが、これまで忘れられてきた「子ども」を、DV法の保護の対象としたことについては評価しうる。

しかし、DVにおける子どもの保護については、なお考慮を要する点が多い。

配偶者等暴力支援センターが相談を受けたDV被害者を対象に、都が行った調査では、子どもも虐待の対象となっているケースが約半数を占めたように、同一家庭内でDVと児童虐待が併発していることが多いのが実状である。また、内閣府の調査では、

配偶者から何らかのDVを受けていた被害者の約3割が、「子ども(18歳未満)はDVを知っていた」と回答している。さらに、そのように回答した被害者の7割近くが、そのことが子どもの心身に影響を与えたと感じている。以上のことから、DVが発生している場での子どもの保護が極めて重大な課題であると言える。

ii このようなことも踏まえたうえ、まず、緊急一時保護の際の子どもの保護について検討する必要がある。

2004年10月1日から施行された改正「児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法という)」(平成16年法律第30号)では、児童虐待の定義に、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力を行うこと」(2条4項)が追加された。そのため、母親がDVを受けていれば、その子どもは被虐待児童となり、児童福祉法による保護の対象となりうる。

しかし、ここで問題なのは、法律上は、母親はDV法の保護対象であり、子どもは児童虐待防止法、児童福祉法の保護対象となるという点である。これらの諸法律においては、DV被害者とその子どもの関係に十分に配慮されているわけではない。そのため、DV法による一時保護の際に、児童福祉法上の施設である母子生活支援施設(児童福祉法38条)が一時保護委託先として用いられなければ(DV法3条4項)、年長男児は被害者の同伴家族であるにもかかわらず、婦人相談所の一時保護所や民間のシェルター、婦人保護施設での保護は認められないという事態が生じうる。例えば、千葉県のサポートセンターの一時保護所では、原則的に男子の受け入れは小学生以下だけであ

る（中学生になると体格ががっしりとしてくること、入所者の中には男性に対して嫌な思いをしている人がいることなどを理由とする）。東京都女性相談センターの一時保護所でも、実際のところ、小学生の男子までは受け入れ可能だが、中学生以上は、母子を分離させ、子どもは養護施設に入所させている（なお、青森県では、女性相談所と児童相談所が同じ建物内の1階と2階に設置されている。そのため、例え、保護施設が別であっても、親子の行き来は極めてスムーズに行われているという）。

iii DV は、被害者本人ばかりでなく、その子どもの身体・精神に対しても深刻な影響をもたらす。石井朝子主任研究員が行った民間シェルター入所女性に関する調査によれば、その子どもは男女を問わず、「攻撃性」と「不安と抑うつ」の症状が一般対象群に比べ有意に高いとの結果が得られている。さらに、奥山真紀子分担研究員が行った母子生活支援施設での調査では、子どもの多動性などの精神的症状の問題が指摘されている。母親と共に避難生活を送っている子どもに、こうした精神的症状が顕著に見られることを考えれば、母親と分離され、多数の他人の中での共同生活を余儀なくされる、施設へ送致された子どもの状況は容易に推測できる。

iv 問題はこれにとどまらない。

DV 加害者が被害者の居場所を突き止める等の目的で、被害者が子どもを虐待していると児童相談所に通告し、あるいは、DV 被害者である親が、DV を受けるなかで子どもと正常な関係を築けておらず、なかには子どもを虐待する行為にでるというケースも存在する。

これらの問題に対しては、現状では、関係機関が十分な連携をとり、必要があれば個人情報に当たる情報も共有しつつ、柔軟に対応するほかないが、今後は、DV 被害者の保護と子どもの保護とをともに図れるような法の仕組みを考えることが必要であろう。

(3) DV 被害者の自立支援と子ども

さらに、こうした緊急一時保護を超え、被害者の自立支援過程における子どもの保護も検討する必要がある。

i 昨年度の研究では、カリフォルニア州サンフランシスコ市/郡の Family Court の DV 事件審理の視察、同裁判所の判事や mediator との意見交換を通じ、Family Court が、加害者に接近禁止を命じるだけでなく、加害者プログラムへの参加勧告、さらに、子どもの監護権の決定及び面会指定を行う権限をも有しているとの知見を得た。

被害者は住居、就労先を探すなど生活を再建しながら、接近禁止命令訴訟、離婚調停および訴訟、子どもの監護権決定等さまざまな法的問題に対応しなければならない。その負担は多大なものであるが、日本においては、これらの法的問題が個別に扱われるため、被害者にとってより一層の負担を生じさせる。離婚調停等が長引くことは被害者の精神に非常な悪影響を与えともいわれる。そうであるとするならば、これらの問題は、子どもの保護に関するものも含めて、可能な限り同時的に同一裁判所の下で行われる制度とすることが望ましい。誤った判断がなされないようにするためには十分な事実確認が必要であるとしても、無

駄な繰り返しを避けることができたならば、被害者にとっても、加害者にとっても、そしてひいては訴訟経済的にも効率的であろう。

ii 子どもの監護権決定や面会指定に関して、アメリカでは①離婚後も元配偶者である加害者からDVが継続され、むしろ、離婚後に暴力の激しさが増す、②DVと虐待の併発率は5割に上る、といった調査結果を踏まえ、2003年の時点ですでに、全米46州とコロンビア地区で、監護権をどちらの親に認めるかに関し、DVの有無・程度を考慮に入れるよう求める規定が監護権法に置かれていた。監護権が決定されると、非監護親には訪問権が付与される。しかし、子どもの安全を第一に考慮し、裁判所が、「監督付き訪問」(supervised visitation)を命じたり、監督付き訪問開始の条件として加害者処遇プログラムを命じたりしている。

同様の制度はイギリスでも開始されている。かつて、イギリスでは、「親子の面会を認めることが、常に、子供の最善の利益である」と考えられてきたため、面会を許可するか否かの判断に際して、DVが子供に与える影響は適切に考慮されてこなかった。しかし、子どもとの面会許可申請ケースの19%でDVが問題となっていることを明らかにした大法官府(Lord Chancellor's Department)の調査結果などを踏まえ、暴力的な親と子供との安全な面会確保のために、裁判官が面会申請ケースの判断に際して参照できる「DVが存在する場合の面会に関する良き実務のためのガイドライン」(Guidelines for Good Practice on Parental Contact in Cases where There is Domestic Violence)が、「家族法に関する

大法官諮問委員会児童法小委員会」(Children Act Sub-Committee of the Lord Chancellor's Advisory Board on Family Law)によって発表された*。ガイドラインには法的拘束力がないため、ガイドラインに沿った運用が行われるか否かは裁判官の裁量次第である。しかし、裁判所に対し、面会の際の監督の有無(supervised contact)、面会センター(contact center)の利用、面会を許可するための条件の設定(例えば、加害者更生プログラムの受講など)、面会許可と non-molestation 命令同時言い渡しの可能性、面会の期限設定等を考慮するよう促したことは、子どもの安全保護にとっても、さらに、被害者がDVの恐怖から解放され、自立への道を安心して歩めるという点でも、大きな意義を有していると思われる。

日本においても、以上のような英米の対応を参考にしつつ、監護権の決定や面会指定等においてDVの事実をより適切な形で考慮することは、子どもを同伴する被害者の保護および自立支援に資することになるであろう。

* 大法官府(Lord Chancellor's Department)は、2003年6月に Department of Constitutional Affairs に名称が変更された。

E. 結論

本年度の研究では、昨年度までの各地でのインタビュー調査の結果を踏まえ、被害者の自立支援には、①被害者自身の保護と自立、②子ども同伴の被害者の場合には、併せて子どもの保護を図ることの双方が必要と考え、それらを実現するために法制度はどう整備されるべきかについて検討を行

った。

① まず、被害者の自立支援のためには中長期滞在型の施設が不可欠である。民間シェルターの中にはステップハウスと呼ばれる施設を併設し、被害者の自立支援のための各種サポートを行っているところもある。しかし、DV 法 2 条に規定されているように、自立支援を含む被害者の保護は、本来、国と地方公共団体の責務であるのであるから、民間シェルターのこのようなサポートに対して財政的・法的に支援するのももちろん、緊急一時保護を超える、自立支援のための中長期滞在型施設が不十分であることが明らかである以上、今後の婦人保護施設のあり方を含め、国と地方公共団体は主体的に中長期滞在型施設についての検討を行うべきである。

② 次に、子ども同伴の被害者の場合には、緊急一時保護の際、そして自立支援の過程を通じて、子どもの保護を行うことも必要となる。まず、緊急一時保護の際には、被害者自身のみならず、同伴児童に生じる精神的な不安をも考慮し、できる限り被害者と子どもが共に過ごせるような環境を用意する必要がある。現状においては、関係機関が十分連携し、必要に応じて情報を共有して、柔軟に対応すべきことになるが、DV 被害者の保護は DV 法で、被虐待児の保護は児童虐待防止法、児童福祉法という現行法の枠組みが、問題への対応を困難にしているのであれば、法の整理も踏まえた検討を行うべきである。

③ また被害者は、接近禁止命令訴訟、離婚調停および訴訟、子どもの監護権決定等さまざまな法的問題に対応しなければならない。日本においては、これらの法的問

題が個別に扱われるため、被害者にとってより多大な負担となる。被害者が自らの生活の再建に少しでも早く専心できるように、サンフランシスコ市/郡の例などを参考にしつつ、これらの問題を、子どもの保護に関するもの含めて可能な限り併合して審理するシステムを構築することが望ましい。

④ さらに、DV は離婚によって、あるいは事実婚の解消によって終了するとは限らない。子どもとの面接を盾に、引き続き DV が継続される可能性があるため、被害者やその子どもにとって、その後の面接のあり方は極めて重要である。例えば、サンフランシスコ市/郡では、病院内に Rally Family Visitation Service を設置し、DV 親と子どもとの面会を、被害者と子ども双方にとって安全な環境で実現させている。日本においても DV が離婚・事実婚解消の原因となっているような場合には、児童相談所などに面接センターを設置し、スタッフ同席の下でのみ面接を許可するといった措置も検討する必要がある。

F. 参考文献

- ・法務省刑事局『売春防止法解説 検察提要三』（法務省刑事局 1963）
- ・戒能民江「DV 防止法の成立」戒能民江編『ドメスティック・バイオレンス防止法』（尚学社・2001）
- ・東京都生活文化局『配偶者等暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査報告書』（東京都生活文化局・2004）
- ・南野知恵子他編『詳解改正 DV 防止法』（ぎょうせい・2004）
- ・武藤裕子「婦人保護施設の存在意義と今

- 後—利用者の変化をとおして」国立女性教育会館研究紀要 vol.9 Aug. (2005)
- VIOLENCE(2003)
- ・ 柑本美和「ドメスティック・バイオレンスを目撃した子どもたち—法的対応のあり方とその課題」警察政策第7巻(2005)
 - ・ 柑本美和「イギリスにおけるDV加害者対策—加害者更生プログラムを中心として」トラウマティック・ストレス第3巻1号(2005)
 - ・ 戒能民江「改正DV防止法における「自立」支援」戒能民江編『DV防止とこれからの被害当事者支援』（ミネルヴァ書房・2006）
 - ・ DV法を改正しよう全国ネットワーク編著『女性達が変わえたDV法』（新水社・2006）
 - ・ かながわ女のスペースみずら編『シェルターから考えるドメスティック・バイオレンス』（明石書店・2006）
 - ・ 東京都社会福祉協議会婦人保護部会 婦人保護施設あり方検討会編『平成18年度婦人保護施設あり方検討会報告書』（東京都社会福祉協議会婦人保護部会 婦人保護施設あり方検討会・2006）
 - ・ 内閣府編『平成18年版 犯罪被害者白書』（佐伯印刷・2006）
 - ・ 内閣府男女共同参画局編『男女間における暴力に関する調査』（内閣府男女共同参画局・2006）
 - ・ Amy Levin and Linda G. Mills, Fighting for Child Custody When Domestic Violence Is at Issue: Survey for State Laws, SOCIAL WORK vol.48 (2003).
 - ・ HOME OFFICE, SAFETY AND JUSTICE: THE GOVERNMENT'S PROPOSALS ON DOMESTIC
- G. 研究結果
特になし